

全ト協発第606号（環）
令和4年3月31日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなった事故にあっては「自動車事故報告書等の取扱要領」により報告するよう指導されていますが、睡眠時無呼吸症候群が原因と疑われる事故について、報告がされていない状況です。

このような状況を鑑み、今般、睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故が発生した場合、自動車事故報告書に疾病名を明記し報告するよう、国土交通省自動車局長より、別添のとおり「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019